

## 白井市地域防災計画修正案への意見

委員	該当ページ	意見	事務局回答
1 千葉県企業局	総-7	第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 1. 所管施設の被害情報の収集と応急復旧に関すること 2. 県営水道区域に係る応急給水に関すること * 2、3、4は応急給水にまとめられることから一つにした。	○修正します。
2 千葉県企業局	震-2-4	(1) 上水道施設の安全化 ・イ、ウの記載の施設について、白井市には施設がなく、県水の施設のことであるため削除とする。 ・表「上水道の状況」 令和元年度：区分 県営 ：給水区域内人口 35,256 人 ：給水戸数 14,082 戸 ：給水人口 35,239 人 ：普及率 100.0 % * 配水量は、白井市の給水人口割合により白井市が算定	※給水人口等の統計については統計しろい（平成31年度版）によるため、このままとします。
3 千葉県企業局	震-2-31	2. 非常用水源の保全・確保計画 (2) 応援体制 ・アの「緊急連絡路管」⇒「路」を削除	○修正します。
4 千葉県企業局	震-3-63	・「県企業局水道部等と・・・」⇒「県企業局等と・・・」へ修正 日水協に係ることになると、管理部（総務企画課）が窓口となるため、水道部を削除 ・「企業局震災対策基本計画」⇒「企業局水道事業震災対策基本計画」 ・給水活動の準備の表内 給水車（巣則するときは・・・） [修正]巣則⇒（不足するときは・・・）	○修正します。
5 千葉県企業局	震-3-64	(3) 給水順位 ・「応急給水重要施設・・・」の「応急給水」を削除願います。 (6) 県企業局の協力 ・「県は上下水道班と・・・」の「県」を「県企業局」へ修正願います。	○修正します。
6 千葉県企業局	震-3-76	1. 上水道 (2) 県営水道の対策 ・「県企業局水道部等と・・・」⇒「県企業局等と・・・」へ水道部を削除。 ・「企業局震災対策基本計画」⇒「企業局水道事業震災対策基本計画」	○修正します。
7 千葉県企業局	震-4-8	・《計画の体系・担当》の表、1. 上下水道施設の担当部署に「県企業局」を追記	○修正します。
8 千葉県企業局	風-4-2	・《計画の体系・担当》の表、1. 上下水道施設の担当部署に「県企業局」を追記	○修正します。
9 印西地区消防組合	複数ページ	改正案の文中では、消防組合・印西地区消防組合・印西地区消防組合消防本部と記載されているため、印西地区消防組合と統一されたい。	○修正します。
10 印西地区消防組合	震-2-17	印西地区消防組合消防車両等整備計画表・・・削除願います。	○修正します。
11 印西地区消防組合	震-2-19	震災時は災害が多数発生する事が予想されるため、要配慮者に対する個別対応は困難と思われる。	○削除します。
12 印西地区消防組合	震-3-39	1 消防活動の体制 (1) 組織体制 名称の統一および「指揮下のもと」を「指揮のもと」に訂正願います。 (2) 大規模震災時の活動体制 「対策本部」を「消防対策本部」に訂正願います。	○修正します。

## 白井市地域防災計画修正案への意見

委員	該当ページ	意見	事務局回答
13 印西地区 消防組合	風-2-14	担当部署および関係部・機関に消防組合が含まれているが、災害が多数発生した場合は要配慮者に対する個別の対応は困難と思われる。	○削除します。
14 印西地区 消防組合	風-3-17	「計画の体系・担当」 災害が多数発生した場合は要配慮者に対する個別の対応は困難と思われる。	○「消防班」を「消防団」に修正します。
15 千葉県印 旛地域振 興事務所	震-3-4 風-3-4	首長の職務代理順序についての記載がないことから、本計画に盛り込むよう御検討ください。	○白井市役所業務継続計画により次を追記します。 第1順位 副市長 第2順位 教育長 第3順位 総務部長 第4順位 企画財政部長 第5順位 市民環境経済部長 第6順位 福祉部長 第7順位 健康子ども部長 第8順位 都市建設部長 第9順位 教育部長
16 銚子地方 气象台	総-14	「ウ 気象」の末文中（※関係箇所は下線） なお、本市の記録的短時間大雨情報の基準である1時間降水量は100mm、大雨特別警報の基準である50年一度の大雨の3時間降雨量は129mm、48時間降雨量は339mmである。 【指摘事項】 ・「基準」を「指標」へ修正。 ・「50年一度」を「50年に一度」へ修正。	○修正します。
17 銚子地方 气象台	総-15	観測史上最大の降水量の表中 【指摘事項】 ・船橋の1日降水量「224.0」の後ろに「mm」を追加。	○修正します。
18 銚子地方 气象台	総-19	「2. 白井市の災害履歴 (1) 地震」 2014年6月16日の地震について 【指摘事項】 ・発生日「2014.6.16」を「2014.9.16」へ修正。	○修正します。
19 銚子地方 气象台	総-19	「2. 白井市の災害履歴 (1) 地震」 2016年12月28日の地震について 【指摘事項】 ・最大震度「5弱」を「6弱」へ修正。	○修正します。
20 銚子地方 气象台	総-20～ 総-21	「2. 白井市の災害履歴 (2) 風水害」 台風の標記について 【指摘事項】 ・気象庁では、「台風第●号」と命名。「第」の追記を検討ください。	○修正します。
21 銚子地方 气象台	総-21	「2. 白井市の災害履歴 (2) 風水害」 台風警報等の列について 【指摘事項】 ・平成27年9月17日は、「大雨（注意報）洪水（注意報）」へ修正。 ・平成29年9月28日は、「洪水（注意報）」を追記。 ・平成30年9月1日は、「大雨（注意報）洪水（注意報）」へ修正。 ・令和元年10月25日は、「洪水（警報）」を追記。	○修正します。

## 白井市地域防災計画修正案への意見

委員	該当ページ	意見	事務局回答
22 銚子地方 気象台	第 3 章震 災応急対 策計画表 紙の裏面	(参考) 白井市役所の地震時の配備基準表について 【指摘事項】 震附-5 の南海トラフ地震臨時情報発表時の配備体制の追記検討。 東海地震関連の記述は、削除せず残す。(次ページを参照) →南海トラフ地震に関する対応は、震附に別枠で設けたので、こちら にはいれないということでしょうか? そうでしたら、対応なしで お願いします。	×東海地震関連情報は発 表されないため、関係者や 市民が誤解しないよう削 除します。 ※そのとおりです。
23 銚子地方 気象台	震-3-16	(2) 震度速報 【指摘事項】 「地震の発生時刻」を「地震の揺れの検知時刻」へ修正。 ※地震に関する情報は、他にも「推計震度分布図」や「長周期地震動 に関する観測情報」等があります。(別添 1) をご参考ください。	○修正します。
24 銚子地方 気象台	(削除予 定の) 附編 東海地震 に係る周 辺地域と しての対 応計画	「東海地震に係る周辺地域としての対応計画」について 【指摘事項】 ご認識のとおり、平成 29 年 11 月 1 日から「南海トラフ地震に関 連する情報」の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報(東海 地震に関連する情報)の発表は行わないことになりました。ただし、 根拠となる「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本 計画」が引き続き現存していることから、東海地震予知情報に関する 記載を削除せずに残していただきたい。 ※参考(千葉県地域防災計画令和 2 年度修正版; 県ホ-ムペ-ジ) <a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/bousai/keikaku/chiikibousai/zenbun202006.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/bousai/keikaku/chiikibousai/zenbun202006.html</a> →千葉県にも同様の説明をし、記載を残してもらっています。	×本市は地震防災対策強 化地域ではないこと、神奈 川県は東海地震対応計画 を削除していること、関係 者や市民が東海地震情報 があると誤解しないよう にすることから、削除させ ていただきます。
25 銚子地方 気象台	震附-2	「南海トラフ地震関連情報の種類と対応」の情報名及び発表基準に ついて 【指摘事項】 南海トラフ地震に関連する情報について、地域防災計画への記載 例として気象庁でまとめた表があります。参考にいただき、差し 支えなければ、こちらの記載内容にあわせていただくようお願いし ます。(別添 2)	○修正します。
26 銚子地方 気象台	風-1-2 ~ 1-5	「1. 水害危険区域」 【指摘事項】 ・「はん濫」は「氾濫」で統一。	○修正します。
27 銚子地方 気象台	風-3-6	「気象警報等の種類」の表について 【指摘事項】 ・注意報の欄に、「融雪」と「なだれ」を追記。 ・計画資料編にある気象警報等の発表基準一覧表が古いので、別添 3 と差し替え願います。	×融雪や雪崩は本市では 発生せず、発表基準一覧表 も空欄になっています。市 民等が誤解しないように 表示は控えます。
28 銚子地方 気象台	風-3-15	(3) 配備体制の最初の文中(※関係箇所は下線) 気象庁予報部の発表する洪水警報等を参考にし、水防本部長が発 令する。 【指摘事項】 ・「気象庁予報部」を「銚子地方気象台」へ修正。 ※洪水警報以外は気象庁予報部が発表する場合があります。	○修正します。

## 白井市地域防災計画修正案への意見

委員	該当ページ	意見	事務局回答
29 銚子地方 気象台	風-3-16	「利根川洪水予報の種類」の表について 【指摘事項】 ・「発表基準」は、別添4のとおり「概要」でいかがでしょうか？ ※指定河川洪水予報の種類、標題と概要について、地域防災計画への記載例として気象庁でまとめた表があります。参考にいただき、差し支えなければ、こちらの記載内容にあわせていただくようお願いいたします。(別添4)	○修正します。
30 銚子地方 気象台	風 -3-20 ~3-21	所々に記載のある「土砂災害に関するメッシュ情報」について 【指摘事項】 ・「土砂災害に関するメッシュ情報」を「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」へ修正。	○修正します。
31 銚子地方 気象台	風-3-40	1. (1) 火山情報の収集 【指摘事項】 ・「火山警報等」を「噴火警報・予報等」へ修正	○修正します。
32 東京ガス	総-11	東京瓦斯（株）千葉支店（東部ガスライト24） ↓ 東京ガス（株）に変更（千葉支店 東部ガスライト24は削除）	○修正します。
33 東京ガス	震-2-5	(4) 東京瓦斯株式会社 ↓ 東京ガス（株）に変更	○修正します。
34 東京ガス	震-3-77	4. ガス施設 ●東京瓦斯株式会社 ↓ 東京ガス（株）に変更	○修正します。
35 印西警察 署		1 遺体安置所設置場所の変更について 現計画における遺体安置所設置場所は「農業センター-2階」となっているが、「白井市役所内の車庫（南側、支援物資倉庫として検討中の区画）」を希望する。 2 その理由 白井市の災害想定では、建物倒壊、遺体数40体を想定しているとのことである。 火災時における遺体安置所には、検視区画、検視後の遺体安置区画のほか、一般人が出入りする身元確認区画を必要とする。更に、泥等で汚れた遺体を洗うことができる環境を要する。 現計画の農業センター-2階では、遺体の運搬作業に支障があること、遺体安置所としてスペースが不足していること、水を使用した際に1階への浸水が予想されることから、遺体安置所として適しているとはいえない状況である。 一方、白井市役所内の車庫の南側区画については、面積や水を使用する作業にも問題はない。また、同所は、警察施設（白井分庁舎）の直近に位置することから、警察活動を展開する拠点となり、好立地である。更に、同所は白井市役所及び消防署の直近に位置することから、災害時の混乱した中で、市との情報交換を効率的に行うことができ、警察、市の双方に極めて大きな利点がある。 以上の理由から、現在の農業センターではなく、白井市役所車庫南側区画を希望するものである。	○修正します。
36 社会福祉 協議会	震-2-44	白井市社会福祉協議会が運営する市ボランティアセンターを 白井市社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターに 修正。	○修正します。

## 白井市地域防災計画修正案への意見

	委員	該当ページ	意見	事務局回答
37	社会福祉協議会	震-2-44	<p>2. ボランティア団体の連携</p> <p>平時においてボランティアに係る活動を行うのは社会福祉協議会である。</p> <p>市は、その活動を支援するとした方が良い。そうでないと市が行うように受け取られる。よって、次のように修正してはどうか。</p> <p>「震災発生時においては、広範な分野にわたるボランティア活動が必要となることから、白井市社会福祉協議会は市の支援を得て、災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い、総合的、効果的な活動が行えるよう団体間の連携の強化を図っていくとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。」</p>	○修正します。
38	社会福祉協議会	震-2-44	<p>3. ボランティアの養成</p> <p>理由は上記同様。次のように修正してはどうか。</p> <p>県—白井市社会福祉協議会は、市、県、日本赤十字社千葉県支部等、関係機関の指導と協力のもと、当市におけるボランティアの養成及び資質向上に努める。」</p>	○修正します。
39	社会福祉協議会	震-2-44	<p>市と社会福祉協議会との連携強化、災害ボランティアセンター-立ち上げ訓練に市が参加することが重要であるため、次の記載を追加してはどうか。</p> <p>4. 災害ボランティアセンター-との連携</p> <p>災害時に設置される災害ボランティアセンター-を運営する白井市社会福祉協議会との連携強化と情報の共有化を図る。</p> <p>また、社会福祉協議会が実施する災害ボランティアセンター-の立ち上げ訓練に参加し、災害時を想定した訓練に努める。</p>	○修正します。